

FuRyu

Precious days, always

第20回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2026年6月23日（火曜日） 午前10時

（受付開始：午前9時30分）

場 所

東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

（末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください）



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/6238/>



フリーユー株式会社

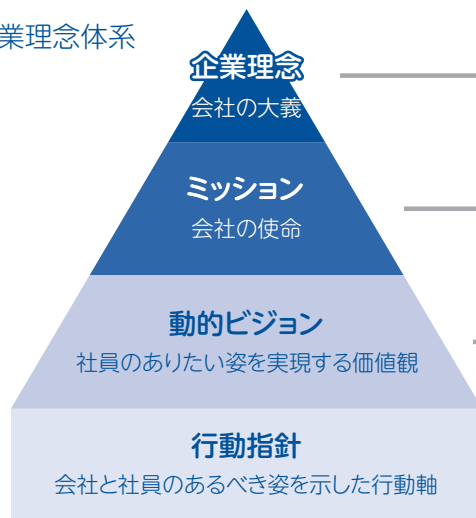
証券コード：6238

FuRyu

Precious days, always

人々のこころを豊かで幸せにする良質なエンタテインメントを創出する!

企業理念体系



人々のこころを豊かで幸せにする
良質なエンタテインメントを創出する!

事業の深化を続けると共に、
事業の進化に挑戦し続ける。

個人の「やりたいこと」と「できること」、
会社の「やらねばならないこと」を
重ね合わせていくことで
社員と会社の成長をめざす。

目次

招集ご通知	P 1
事業報告	P 6
連結計算書類	P24
計算書類	P27
監査報告	P30
株主総会参考書類	P36

決議事項

第1号議案	取締役7名選任の件	P36
第2号議案	補欠監査役2名選任の件	P43
第3号議案	取締役の報酬額改定の件	P45
第4号議案	取締役に対する業績連動型 株式報酬制度一部改定の件	P46

証券コード：6238
2026年6月2日

株 主 各 位

東京都渋谷区鶯谷町2番3号
フリュー株式会社
代表取締役社長 榎 本 雅 仁

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.furyu.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6238/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フリュー」又は「コード」に当社証券コード「6238」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご参照のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2026年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年6月23日(火曜日) 午前10時
2. 場所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役7名選任の件

第2号議案

補欠監査役2名選任の件

第3号議案

取締役の報酬額改定の件

第4号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- (2)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎決議通知(本総会の決議結果)及び株主通信につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月23日(火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

場所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
(末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月22日(月曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次頁の案内にしたがって、各議案の賛否をご入力ください。

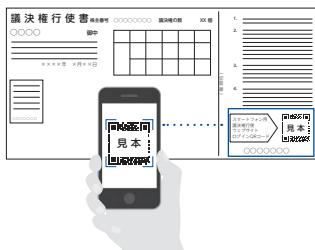
行使期限 2026年6月22日(月曜日) 午後6時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

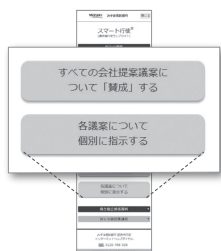
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



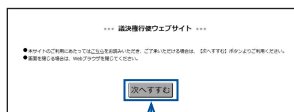
「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

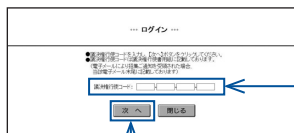
議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



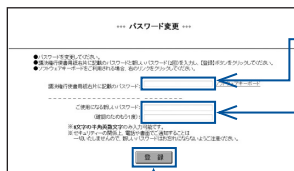
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
※インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。

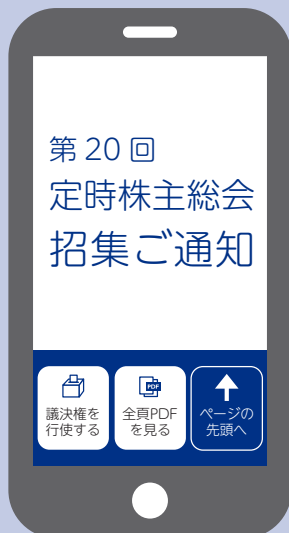


当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/6238/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。



(提供書面)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1.企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価上昇や米国の通商政策への懸念があったものの、継続的な賃上げや、雇用・所得環境の改善、堅調な企業業績に支えられ、緩やかな回復基調で推移しました。

「金利のある世界」への移行が進む中、為替相場は一時的な変動は見られたものの、概ね安定的に推移しました。原材料価格や物流費の高止まりは企業収益の下押し要因となりましたが、底堅い設備投資等を背景に、2025年通年の実質GDPは1.2%のプラス成長となりました。

世界経済については、米国では内需の底堅さを背景に成長が維持され、欧州ではインフレ沈静化を受け緩やかな回復に向かった一方、中国では不動産市場の停滞や内需の弱含みが継続しました。また、中東情勢などの地政学リスクも含め、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境において当社グループは、企業理念「人々のこころを豊かで幸せにする良質なエンタテインメントを創出する！」のもと、プリントシール事業の拡大、若年女性層に強みを持つ当社の顧客基盤を活用したマネタイズの多様化、キャラクターIP（知的財産）を利用した商品販売に注力し、2028年3月期を最終年度とする「中期ビジョン」実現に向けた取り組みを行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は44,767百万円（前期比101.0%）、営業利益は3,315百万円（前期比148.1%）、経常利益は3,302百万円（前期比144.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,060百万円（前期比126.6%）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(世界観ビジネス)

世界観ビジネスにおきましては、定番キャラクターや、人気漫画作品及び世界的人気ゲーム等のトレンドを踏まえた多数のIPの獲得とその商品化に引き続き注力し、売上は順調に拡大しました。

クレーンゲーム景品は、クレーンゲーム市場の拡大と複数の人気IPの商品化に加え、商品数の拡大を実現した結果、2期連続の売上増加を達成し、売上を拡大しました。

海外物販は、中国及び米国、欧州マーケットを中心に、売上高・営業利益ともに伸長しております。海外向けの商品化権の取得に注力し、商品構成を強化すると共に、新規チャネルの開拓を通じて、流通拡大を図っております。

高価格帯ホビーは、人気IPの商品化を推進し、収益性を重視しながら事業の安定化に引き続き注力しております。

為替変動に対しては、海外取引先と米ドル建て取引を拡大し併せて、米ドル建ての仕入費用支払に対する為替予約を実施することにより、売上原価への影響を抑制しております。

この結果、世界観ビジネスにおける当連結会計年度の売上高は27,707百万円（前期比109.3%）、営業利益は2,337百万円（前期比132.1%）となりました。

（ガールズトレンドビジネス）

プリントシール事業につきましては、新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの変化により、従来プリントシールの利用を開始していた年齢層における利用開始の機会が限定される状況が生じました。その影響は現在も継続しており、加えて消費者ニーズの多様化も進んでおります。こうした外部環境の変化に対応すべく、新たな体験価値を提供する新機種の開発や、周年記念キャンペーンの実施などに取り組み、プレイ数の拡大を図りました。2025年11月には、友達との自然な笑顔や空気感をそのまま残せる7種類のカメラ風フィルターが選択できる機能搭載の新機種「YOUTH MY PALETTE（ユースマイパレット）」を発売しました。また、本年度はプリントシール機誕生30周年を記念して、市場を大きく盛り上げるため、プリントシール機の魅力を発信する様々な企画を展開しており、12月19日からは、30年間の歴史の中で好評だった「伝説のプリ機」が楽しめる特別企画「DEAR 令和&平成 ウチらの伝説プリ」をスタートしております。さらに、2026年3月には第2弾となる「DEAR 令和&平成 ウチらの伝説プリ PINK編」を実施し、女子高生や女子大学生を中心に大きな反響を呼びました。これらの30周年企画は継続中であり、その効果は今後より大きくなると予想されるものの、当連結会計年度のプレイ回数は2,787万回（前連結会計年度は2,957万回）と前期比で減少しました。

プリントシール画像取得・閲覧サービス「ピクトリンク」におきましては、有料会員規模を維持するための新規入会者の流入強化施策を継続したものの、2026年3月末時点で127万人（2025年3月末時点は137万人）と前期比で減少しました。なお、2025年7月1日よりピクトリンクの有料会員コース体系をプレミアム会員コースに一本化し、サービスレベルと価格の統一を行うことで、収益力の改善に寄与しました。

この結果、ガールズトレンドビジネスにおける当連結会計年度の売上高は14,388百万円（前期比97.1%）、営業利益は3,589百万円（前期比114.0%）となりました。

(フリーニュービジネス)

家庭用ゲームソフト事業につきましては、11月に新作タイトル「バイブレードエックス エポバトル」と「Model Debut4 #nicola／モデルデビュー4 ニコラ」を発売し、売上の積み上げを図りましたが、期待を下回り、前期比で売上は減少しました。

アニメ事業は、7月に出资タイトル2作品と10月に製作委員会の幹事タイトル1作品の放映を開始、11月には東京、1～2月には大阪にて、「ゆるキャン△」原作10周年記念展を開催するなど、新旧リリースタイトルの収益化を推進しております。

なお、カラーコンタクトレンズ事業の事業譲渡とゲームアプリ事業のサービス終了により、採算性の向上を目指したものの、家庭用ゲームソフト事業においてソフトウェアの減価償却費が増加したため、前期比でセグメント利益を押し下げております。

この結果、フリーニュービジネスにおける当連結会計年度の売上高は2,672百万円（前期比64.4%）、営業損失は454百万円（前期は430百万円の営業損失）となりました。

②対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

(i) ユーザー獲得の強化

当社グループのプリントシール事業及びプリントシール画像取得・閲覧サービス「ピクトリンク」事業においては、提供するコンテンツのユーザー数の増加が業績拡大のために必要と考えております。ライフスタイルやニーズの多様化といった外部環境変化のため、基幹事業であるプリントシール事業及びプリントシール画像取得・閲覧サービス「ピクトリンク」のユーザー数は、足元では減少しております。当社グループはユーザー数の増加のため、顧客体験の入り口としてのプリントシール機の魅力向上と「ピクトリンク」サービスの付加価値創出を一体として推進できるようなシール機の開発及び各種マーケティング・ブランディング施策を実施し、ユーザー数及び有料会員数の増加を図ってまいります。

(ii) 海外事業展開の拡大

当社グループの世界観ビジネスにおいて獲得している定番キャラクターや、人気漫画作品及び世界的人気ゲーム等のIPは、日本国内に留まらず世界的にも需要が高まっており、海外市場は、さらなる事業拡大の可能性を有していると考えております。米国の関税政策の影響に対応しながら、新たな販路拡大など、現地での営業、販売体制を強化し、海外における事業拡大に努めてまいります。

(iii) キャラクターの多様化と急激な嗜好の変化

当社グループの世界観ビジネス及びフリューニチャービジネス（家庭用ゲームソフト事業、アニメ事業）は、多様なキャラクターが存在すると同時に、ユーザーの嗜好変化が急激である市場に属しており、より収益性の高いキャラクターの権利を獲得すること及び有力なキャラクターを育成することが、業績を拡大する上で必要となります。そのため、当社グループは、版權元とのさらなる関係構築に取り組んでまいります。

(iv) 収益基盤の多様化に向けた新規事業への取り組み

当社グループは、設立以来、様々な事業を創出し、収益基盤を多様化させながら業績を拡大させてまいりました。今後も当社グループは、中長期かつ持続的な成長を実現するため、これまでの事業で蓄積した知見やノウハウ等を活かしながら、迅速かつ効率的にビジネスを立ち上げることで、市場の変化に柔軟に対応できるよう収益基盤及び経営基盤の強化に取り組んでまいります。

(v) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。人材確保においては、人事処遇制度（報酬体系）の見直しや、計画的な新卒採用に加え、必要に応じて中途採用を実施し、当社グループの求める資質を兼ね備えつつ、企業風土に合った人材を登用する方針であります。

また、企業理念の体現者として従業員を最も重要な存在と位置付け、全対象従業員に対して動的ビジョンを核とした育成プログラムを実施し、最大限のパフォーマンスを発揮できる良質な組織風土の醸成のため継続して取り組んでまいります。

(vi) 為替変動リスクへの対応

当社グループの世界観ビジネスは、商品の生産を主に中国で行っているため、ドル建てでの決済が多く円安の影響を受けております。足元のドル・円相場は不安定な状況が続いており、仕入原価への影響を抑制するために為替予約取引を適宜行っております。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2025年6月20日を効力発生日として、アニメ事業をフリーュー・ピクチャーズ株式会社に承継させる新設分割を行いました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において、新設分割によりフリーュー・ピクチャーズ株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。

(8) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

	第17期 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	第18期 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	第19期 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	第20期 (当連結会計年度) (2025年4月 1日から 2026年3月31日まで)
売上高 (百万円)	36,400	42,768	44,305	44,767
経常利益 (百万円)	2,179	3,735	2,280	3,302
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,443	2,491	1,627	2,060
1株当たり当期純利益 (円)	53.62	94.22	61.50	77.81
総資産 (百万円)	25,932	28,346	28,110	30,335
純資産 (百万円)	20,152	21,862	22,424	23,627

②当社の財産及び損益の状況

	第17期 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	第18期 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	第19期 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	第20期 (当事業年度) (2025年4月 1日から 2026年3月31日まで)
売上高 (百万円)	36,121	42,395	43,984	43,585
経常利益 (百万円)	2,367	3,899	2,427	3,610
当期純利益 (百万円)	1,634	1,829	1,774	2,196
1株当たり当期純利益 (円)	60.72	69.21	67.07	82.94
総資産 (百万円)	26,226	28,013	27,914	29,910
純資産 (百万円)	20,570	21,530	22,192	23,492

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
オールドット株式会社	25百万円	100.0%	D2Cアパレル
FURYU of America, Inc.	2百万米ドル	100.0%	自社製品の営業販売
フリーュー・ピクチャーズ株式会社	25百万円	100.0%	アニメーションの製作、販売及び配信

③その他の重要な企業結合の状況

当連結会計年度において、新設分割によりフリーュー・ピクチャーズ株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。

(10) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

①世界観ビジネス

- ・クレーンゲーム景品の企画・販売
- ・海外向け物販商品の企画・販売
- ・キャラクターくじ「フリーューくじ」の企画・販売
- ・物販ホビー商品（高価格帯ブランド【F:NEX】、中価格帯ブランド【TENITOL】）の企画・販売

②ガールズトレンドビジネス

- ・プリントシール機等の企画・開発・販売
- ・直営店「girls mignon（ガールズミニョン）」等の運営
- ・プリントシール画像取得・閲覧サービス「ピクトリンク」の企画・開発・運営・販売
- ・その他コンテンツ・メディアの企画・開発・運営

③フリーューニュービジネス

- ・家庭用ゲームソフトの企画・開発・販売
- ・テレビアニメーション等映像物の企画・販売
- ・D2Cアパレルの企画・販売

(11) **主要な事業所 (2026年3月31日現在)**

①当社

本 社 東京都渋谷区

営業所 京都府京都市、愛知県一宮市

②子会社

オールドット株式会社 東京都渋谷区

FURYU of America, Inc. アメリカ合衆国カリフォルニア州

フリュー・ピクチャーズ株式会社 東京都渋谷区

(12) **使用人の状況 (2026年3月31日現在)**

区 分	従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	251名(11名増)	39.9歳	9年8カ月
女 性	314名(17名増)	35.8歳	7年4カ月
合計または平均	565名(28名増)	37.6歳	8年5カ月

(注) 従業員数には、業務委託等は含まれておりません。

(13) **主要な借入先 (2026年3月31日現在)**

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- | | | |
|--------------|------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 104,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 28,296,000株 |
| (3) 株主数 | | 11,854名 |
| (4) 大株主 | | |

氏名又は名称	持 株 数	持株比率
	株	%
風流商事株式会社	4,360,000	16.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,959,300	7.37
T M株式会社	1,415,000	5.32
フリーユー社員持株会	900,700	3.39
田坂 吉朗	840,000	3.16
稲毛 勝行	750,000	2.82
吉田 真人	551,432	2.07
中村 真司	511,300	1.92
Y O S H I D A株式会社	493,000	1.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	466,600	1.75

(注) 1. 当社は、自己株式を1,698,430株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、この自己株式については、「株式給付信託（BBT-RS）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式110,828株は含まれておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,172株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、本事業報告「4. (3) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式を含めて記載しております。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の地位及び担当（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎本雅仁	男性	経営戦略統括部 統括部長 オールドット株式会社 取締役
取締役	佐田良子	女性	管理本部 本部長
取締役	土屋正樹	男性	マーケティングイノベーション室 室長
取締役	西村仁志	男性	ガールズトレンド事業本部 本部長 世界観事業本部 本部長 FURYU of America, Inc. Director
取締役	小竹貴子	女性	クックパッド株式会社 料理の楽しみ共創室 部長 ホクト株式会社 社外取締役
取締役	宇野健人	男性	アイアンフォージ合同会社 代表社員
常勤監査役	中村隆行	男性	
監査役	山崎想夫	男性	山崎公認会計士事務所 代表公認会計士 株式会社GGパートナーズ 代表取締役 株式会社ティーネットジャパン 社外取締役（監査等委員） スタイルム瀧定大阪株式会社 社外監査役
監査役	吉羽真一郎	男性	潮見坂綜合法律事務所 弁護士 株式会社スタジオアタオ 社外取締役（監査等委員） 株式会社ハマイ 社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバー・バズ 社外取締役（監査等委員） 株式会社ジグザグ 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち小竹貴子氏及び宇野健人氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち山崎想夫氏及び吉羽真一郎氏は社外監査役であります。
3. 当社は取締役 小竹貴子氏及び宇野健人氏並びに監査役 山崎想夫氏及び吉羽真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 山崎想夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役の小竹貴子氏及び宇野健人氏、監査役の中村隆行氏並びに社外監査役の山崎想夫氏及び吉羽真一郎氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
三 嶋 隆	代表取締役社長	-	2025年6月24日 任期満了により退任
吉 田 眞 人	専務取締役	-	2025年6月24日 任期満了により退任
榎 本 雅 仁	取締役 戦略担当	代表取締役社長	2025年6月24日 就任
佐 田 良 子	取締役 管理担当	取締役	2025年6月24日 異動
土 屋 正 樹	執行役員	取締役	2025年6月24日 就任
	ガールズトレンド事業本部 本部長	マーケティングイノベーション室 室長	2025年9月21日 異動
西 村 仁 志	執行役員	取締役	2025年6月24日 就任
	-	ガールズトレンド事業本部 本部長	2025年9月21日 異動
小 竹 貴 子	クックパッド株式会社 広報部 本部長	クックパッド株式会社 料理の楽しみ共創室 部長	2026年3月1日 異動

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その内容は、被保険者がその職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、違法な利益・便宜供与を得た場合、故意の法令違反や犯罪行為の場合等は対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、その保険料については全額当社が負担しております。

被保険者の範囲は以下のとおりであります。

当社及び会社法上の子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職又は監督者としての地位にある従業員等

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案（基準額、評価、あらかじめ定められた評価別支給テーブル及び計算式で計算されたもの）について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

当社の報酬体系は、取締役の当社の業績への責任を明確化するとともに、短期のみならず中長期的な業績向上への貢献を促進するためのものであり、個々の取締役の報酬の決定は、会社業績や各取締役の経営（中長期的な業績向上に向けた対応を含む）への貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

また、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定するために、独立社外取締役を主な構成員とする指名報酬委員会による答申の内容を最大限尊重し、株主総会で決議された範囲内で、取締役会がこれを決定する。

b.取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の構成割合、その決定に関する方針

取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略や事業環境、会社業績、役員報酬調査データ等を参考に設定する。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬）及び非金銭報酬（業績連動型株式報酬）で構成し、非金銭報酬の額が標準額であった場合、その割合は概ね基本報酬：非金銭報酬＝8：2とする。

社外取締役の報酬は、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、基本報酬のみとする。

c. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む）

基本報酬は、毎月同額を支給する金銭報酬とする。

当社の基本報酬の支給額の基準は、従業員の給与の最高額、外部調査機関による役員報酬調査データ等役員報酬の世間一般的な水準、当社の業績状況、指名報酬委員会による議論・検討の結果を勘案の上、決定する。

取締役の基本報酬は、役員報酬規程で定める役位間格差係数により役位別に決定される報酬と、短期的な会社業績や各取締役の中長期を見据えた経営への貢献度に連動して算定する報酬（8段階評価による算定）を組み合わせる算出する。

社外取締役の基本報酬は、当該社外取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情などを総合的に考慮して、これを決定する。

d. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む）

非金銭報酬は、業績連動型株式報酬「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」とし、取締役の報酬と当社の業績及び株価との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

業績指標は、財務環境の変化をも反映した経営成績を評価する観点から、各事業年度の経常利益とする。

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを、指名報酬委員会による議論・検討を経たうえで毎年定時株主総会開催日に各取締役に付与し、付与ポイント数に相当する当社株式に取締役の退任までの間の譲渡制限を付し、原則として毎年一定の時期に交付する（ただし、付与ポイントの一部は当社株式の時価相当額の金銭の給付とし、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とする）。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととし、すでに給付した当社株式等がある場合は、その全部又は一部に対して返還請求ができることとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (金銭報酬)	業績連動報酬等 (非金銭報酬等)	
取締役 (うち社外取締役)	135,695 (9,600)	121,764 (9,600)	—	13,931	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24,804 (9,600)	24,804 (9,600)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	160,499 (19,200)	146,568 (19,200)	—	13,931	11 (4)

- (注) 1. 上表には、2025年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 当社の役員の報酬等は、2015年6月29日開催の第9回定時株主総会で決議された報酬限度額（取締役の報酬額は年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）（決議時において、取締役8名うち社外取締役2名）、監査役の報酬額は年額30,000千円以内（決議時において、監査役3名））の範囲内において算出されております。また、金銭報酬とは別枠で2024年6月25日開催の第18回定時株主総会の決議に基づき、株式給付信託（BBT-RS）に基づき社外取締役を除く取締役に付与する1事業年度当たりのポイント数の合計は40,000ポイントを上限（決議時において、取締役（社外取締役除く）4名）と定め、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算することといたしました。
3. 業績連動報酬等（非金銭報酬等）には業績連動型株式報酬「株式給付信託（BBT-RS）」に基づき、取締役（社外取締役を除く）4名に係る当期における役員株式給付引当金繰入額を計上しております。株式給付信託（BBT-RS）のポイント付与や業績連動に関する条件等は、前記取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に記載のとおりです。なお、当該報酬の算定の基礎として選定した業績指標は連結経常利益であり、当該事業年度の連結経常利益額は3,302百万円であります。
4. 各取締役の個別の報酬金額の最終決定については、株主総会で認められた枠内において、指名報酬委員会が原案（基準額、評価、あらかじめ定められた評価別支給テーブル及び計算式で計算されたもの）について取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで審議し、取締役会も基本的にその答申を尊重したうえで、取締役会決議で決定しており、取締役その他の第三者への一任は行っておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼任先	兼任内容
取締役	小竹貴子	クックパッド株式会社 ホクト株式会社	料理の楽しみ共創室 部長 社外取締役
取締役	宇野健人	アイアンフォージ合同会社	代表社員
監査役	山崎想夫	山崎公認会計士事務所 株式会社GGパートナーズ 株式会社ティーネットジャパン スタイレム瀧定大阪株式会社	代表公認会計士 代表取締役 社外取締役（監査等委員） 社外監査役
監査役	吉羽真一郎	潮見坂総合法律事務所 株式会社スタジオアタオ 株式会社ハマイ 株式会社サイバー・バズ 株式会社ジグザグ	弁護士 社外取締役（監査等委員） 社外取締役（監査等委員） 社外取締役（監査等委員） 社外監査役

(注) 監査役吉羽真一郎氏は、株式会社ジグザグの社外監査役であります。当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引金額は、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。それ以外の上記社外役員兼任先と当社との間には、開示すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	小 竹 貴 子	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、他社での事業経験を通じて培われたブランディング・PRに関する知見を活かした助言・提言のみならず、ダイバーシティ及びサステナビリティの観点並びに社外取締役としての新しい視点による提言をし、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定、取締役の報酬制度並びに各取締役の評価及び個別報酬額の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	宇 野 健 人	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、ITに関する高い見識と新規事業の立ち上げの経験、また経営コンサルタントとして事業開発・成長戦略策定、デジタルトランスフォーメーション戦略等の観点における豊富な知見を活かした助言・提言をし、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定、取締役の報酬制度並びに各取締役の評価及び個別報酬額の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	山 崎 想 夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、主に会計的見地から議案等につき必要な発言を行っております。
監 査 役	吉 羽 真 一 郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、主に法的見地から議案等につき必要な発言を行っております。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役が同意をした理由

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	47,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る会計監査人の追加報酬等の額が2,000千円あります。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、改正リース会計基準導入に関する支援業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と企業価値向上につながる戦略的投資を優先的に実行することが、株主共通の利益に資すると考えております。株主に対する利益還元についても重要な経営上の施策の一つとして認識しており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本として位置づけ、業績の動向や将来の成長投資に必要となる内部留保の充実等を総合的に勘案した利益還元を行うことを基本方針としております。また、この方針に加えて、健全なる利益の拡大と株主の皆様への利益還元を一層重視すると共に、ROE 15%以上を資本効率の目標として改善を進めてまいります。そのため、今後の配当につきましては、配当性向40%またはDOE（株主資本配当率）5.0%を参考指標とし、今後の企業価値向上に向けた中長期投資額を勘案したうえで、総合的に判断し決定することといたします。併せて、キャッシュ・フローの状況や株価推移に応じた機動的な自己株式の取得等も適宜検討してまいります。なお、剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。

この基本方針に従って、当連結会計年度の期末配当につきましては、1株当たり40円としております。この結果、当連結会計年度の配当性向は51.4%、DOEは4.6%となりました。なお、次期の配当につきましては、1株当たり40円の期末配当を予定しております。

当事業年度の剰余金の配当

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年5月14日 取締役会決議	1,063,902	40

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	25,108,665	流動負債	6,340,053
現金及び預金	13,752,896	買掛金	1,101,636
売掛金	4,886,216	電子記録債務	403,509
電子記録債権	1,135,446	リース債務	321,219
商品及び製品	2,534,062	未払金	1,020,326
仕掛品	129,506	未払費用	1,438,937
原材料及び貯蔵品	456,499	未払法人税等	949,029
前渡金	839,522	未払消費税等	199,152
前払費用	368,225	契約負債	650,136
未収入金	507,446	受注損失引当金	16,342
その他	504,845	その他	239,762
貸倒引当金	△6,003	固定負債	367,870
固定資産	5,227,074	繰延税金負債	20,328
(有形固定資産)	2,595,325	役員株式給付引当金	11,989
建物	340,128	退職給付に係る負債	328,459
工具、器具及び備品	208,996	その他	7,093
リース資産	1,751,184		
その他	295,017	負債合計	6,707,923
(無形固定資産)	988,329	純資産の部	
ソフトウェア	370,898	株主資本	23,435,509
その他	617,430	資本金	1,639,216
(投資その他の資産)	1,643,419	資本剰余金	1,614,716
投資有価証券	5,658	利益剰余金	22,121,927
破産更生債権等	158,463	自己株式	△1,940,349
長期前払費用	43,557	その他の包括利益累計額	192,306
敷金及び保証金	494,585	繰延ヘッジ損益	83,034
繰延税金資産	1,092,142	為替換算調整勘定	17,456
その他	7,475	退職給付に係る調整累計額	91,815
貸倒引当金	△158,463	純資産合計	23,627,816
資産合計	30,335,740	負債・純資産合計	30,335,740

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月 1 日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		44,767,484
売上原価		27,154,713
売上総利益		17,612,770
販売費及び一般管理費		14,296,822
営業利益		3,315,947
営業外収益		
受取利息	338	
為替差益	1,286	
債務勘定整理益	143	
助成金収入	12,010	
還付消費税	366	
受取補償金	3,816	
その他	1,634	19,594
営業外費用		
支払利息	104	
支払補償費	6	
投資事業組合運用損	1,904	
消費税差額	1,164	
株式報酬費用	666	
株約違約金	28,155	
その他	1,214	33,217
経常利益		3,302,325
特別損失		
固定資産除売却損失	5,361	
減損損失	117,653	123,015
税金等調整前当期純利益		3,179,309
法人税、住民税及び事業税	1,173,695	
法人税等調整額	△55,113	1,118,582
当期純利益		2,060,727
親会社株主に帰属する当期純利益		2,060,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日残高	1,639,216	1,614,716	21,098,548	△1,949,562	22,402,918
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,037,348		△1,037,348
親会社株主に帰属する当期純利益			2,060,727		2,060,727
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分				9,217	9,217
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,023,378	9,212	1,032,591
2026年3月31日残高	1,639,216	1,614,716	22,121,927	△1,940,349	23,435,509

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2025年4月1日残高	△48,656	23,972	45,798	21,115	22,424,034
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,037,348
親会社株主に帰属する当期純利益					2,060,727
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					9,217
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	131,690	△6,516	46,016	171,191	171,191
連結会計年度中の変動額合計	131,690	△6,516	46,016	171,191	1,203,782
2026年3月31日残高	83,034	17,456	91,815	192,306	23,627,816

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	22,876,063	流動負債	5,936,194
現金及び預金	12,212,715	買掛金	1,094,061
売掛金	4,727,439	電子記録債務	403,509
電子記録債権	1,135,446	リース債務	319,960
商品及び製品	2,451,782	未払金	898,111
仕掛品	39,642	未払費用	1,196,529
原材料及び貯蔵品	444,396	未払法人税等	945,000
前渡金	839,522	未払消費税等	194,790
前払費用	359,962	契約負債	650,136
未収入金	500,219	受注損失引当金	16,342
その他	170,938	その他	217,752
貸倒引当金	△6,003	固定負債	481,617
固定資産	7,034,100	役員株式給付引当金	11,989
(有形固定資産)	2,320,079	退職給付引当金	462,534
建物	340,128	その他	7,093
工具、器具及び備品	204,357		
リース資産	1,751,184	負債合計	6,417,812
その他	24,409	純資産の部	
(無形固定資産)	985,995	株主資本	23,409,316
ソフトウェア	369,769	資本金	1,639,216
その他	616,226	資本剰余金	1,639,216
(投資その他の資産)	3,728,025	資本準備金	1,639,216
投資有価証券	5,658	利益剰余金	22,071,234
破産更生債権等	16,585	その他利益剰余金	22,071,234
関係会社株式	1,278,539	繰越利益剰余金	22,071,234
関係会社長期貸付金	1,800,000	自己株式	△1,940,349
長期前払費用	40,981	評価・換算差額等	83,034
敷金及び保証金	458,895	繰延ヘッジ損益	83,034
繰延税金資産	1,136,474		
その他	7,475	純資産合計	23,492,351
貸倒引当金	△1,016,585		
資産合計	29,910,163	負債・純資産合計	29,910,163

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月 1 日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		43,585,894
売上原価		26,455,165
売上総利益		17,130,729
販売費及び一般管理費		13,537,138
営業利益		3,593,590
営業外収益		
受取利息	10,474	
債務勘定整理益	143	
経営指導致入料	1,338	
還付消費税等	351	
受取補償金	3,816	
その他	1,989	53,535
営業外費用		
支払利息	104	
為替差損	3,512	
投資払事業組合償還費	6	
株式報酬費用	1,904	
消式報酬費用	1,013	
株約違約金	666	
解約金	28,155	
その他	1,208	36,571
経常利益		3,610,554
特別損失		
固定資産除売却損	5,148	
減損損失	117,653	
貸倒引当金繰入	200,000	322,802
税引前当期純利益		3,287,752
法人税、住民税及び事業税	1,168,767	
法人税等調整額	△77,513	1,091,254
当期純利益		2,196,498

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年4月1日残高	1,639,216	1,639,216	1,639,216	20,912,084	20,912,084
当期変動額					
剰余金の配当				△1,037,348	△1,037,348
当期純利益				2,196,498	2,196,498
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,159,149	1,159,149
2026年3月31日残高	1,639,216	1,639,216	1,639,216	22,071,234	22,071,234

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	△1,949,562	22,240,954	△48,656	△48,656	22,192,298
当期変動額					
剰余金の配当		△1,037,348			△1,037,348
当期純利益		2,196,498			2,196,498
自己株式の取得	△5	△5			△5
自己株式の処分	9,217	9,217			9,217
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			131,690	131,690	131,690
事業年度中の変動額合計	9,212	1,168,362	131,690	131,690	1,300,052
2026年3月31日残高	△1,940,349	23,409,316	83,034	83,034	23,492,351

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 義浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 大典

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

フリュー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 義浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 大典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリュー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役及び業務執行取締役との面談を実施し、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 各監査役の監査の範囲・方法

非常勤監査役（2名）：取締役会の出席、監査役会の出席、会計監査人との面談、その他取締役との面談による内部統制システムに関する取締役会決議の相当性を監査

※取締役会、監査役会議事録参照

常勤監査役：取締役会の出席、監査役会の出席、経営会議の出席、事業所の実査、決裁書・各種規程類の閲覧、取締役との面談、会計監査人との面談など

※取締役会、監査役会議事録、監査記録参照

2026年5月19日

フ リ ュ ー 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 中 村 隆 行 ㊟

監 査 役（社 外 監 査 役） 山 崎 想 夫 ㊟

監 査 役（社 外 監 査 役） 吉 羽 真 一 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、以下の取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	属性
1	榎本 雅仁 (男性)	代表取締役社長	再任
2	西村 仁志 (男性)	取締役 世界観事業本部 本部長 ガールズトレンド事業本部 本部長	再任
3	佐田 良子 (女性)	取締役 管理本部 本部長	再任
4	土屋 正樹 (男性)	取締役 マーケティングイノベーション室 室長	再任
5	アールフット依子 (女性)		新任 社外 独立役員
6	笹生 正美 (男性)		新任 社外 独立役員
7	北原 規稚子 (女性)		新任 社外 独立役員

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	^{えの} ^{もと} ^{まさ} ^{ひと} 榎本 雅仁 (1974年2月20日)	1999年4月 オムロン株式会社入社 2004年4月 オムロンエンタテインメント株式会社入社 2007年10月 株式会社ゼロ・サム入社 2009年12月 当社入社 2018年3月 当社 ピクトリンク事業部 事業部長 2020年5月 当社 執行役員 2021年4月 オルドット株式会社 取締役(現任) 2022年3月 当社 戦略本部 副本部長 2022年6月 オルドット株式会社 取締役副社長 2023年3月 当社 戦略本部 本部長 2024年6月 当社 取締役 戦略担当 2025年3月 当社 経営戦略統括部 統括部長 2025年6月 当社 代表取締役社長(現任)	4,782株
		【候補者とした理由】 2025年6月より代表取締役社長として当社グループの経営を統括し、企業価値向上に向けて、経営戦略の立案や調整、子会社の設立・経営面で強いリーダーシップを発揮していることから、取締役候補者として適任であると判断したため。	
2 再任	^{にし} ^{むら} ^{ひと} ^し 西村 仁志 (1976年4月14日)	1999年4月 オムロン株式会社入社 2004年4月 オムロンエンタテインメント株式会社入社 2007年4月 当社入社 2015年1月 当社 プライズ事業部 営業部 部長 2020年3月 当社 キャラクターMD第1事業部 事業部長 2022年5月 当社 執行役員 2024年3月 当社 世界観事業本部 本部長(現任) 2024年6月 FURYU of America, Inc. Director(現任) 2025年6月 当社 取締役(現任) 2025年9月 当社 ガールズトレンド事業本部 本部長(現任)	52,000株
		【候補者とした理由】 当社のキャラクタ・マーチャンダイジング事業の責任者として、当該事業の大幅な成長や海外展開に貢献するとともに、ガールズトレンド事業本部の本部長を兼務し、幅広い事業領域を統括しております。また当社商品の営業を長年担ってきた経験に基づく高い対外折衝力を有しており、今後の事業成長を推進するうえで取締役候補者として適任であると判断したため。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	佐田 良子 (1974年1月16日)	1997年4月 住友生命保険相互会社入社 1998年10月 株式会社アルテカ入社 2001年10月 オムロン株式会社派遣就業開始 2003年7月 オムロンエンタテインメント株式会社派遣就業開始 2006年3月 同社入社 2007年4月 当社入社 2020年3月 当社 ゲーム・アニメ事業部 事業部長 2021年5月 当社 執行役員 2022年3月 当社 管理本部 副本部長 2023年3月 当社 管理本部 本部長 (現任) 2024年6月 当社 取締役 管理担当 2025年6月 当社 取締役 (現任)	67,082株
【候補者とした理由】 当社の各主要事業に幅広く関わってきたことによる各事業への深い理解を有しており、また管理本部長として人的資本経営やサステナビリティ経営を積極的に進める知見と実行力を有していることから、取締役候補者として適任であると判断したため。			
4 再任	土屋 正樹 (1970年11月29日)	1995年4月 パロマ工業株式会社 (現株式会社パロマ) 入社 2004年12月 オムロンエンタテインメント株式会社入社 2007年4月 当社入社 2012年3月 当社 生産管理部 部長 (全社物流・製造担当) 2019年3月 当社 プリントシール機事業部 事業部長 2019年5月 当社 執行役員 2022年3月 当社 ガールズトレンド事業本部 副本部長 当社 ピクトリンク事業部 事業部長 2023年3月 当社 ガールズトレンド事業本部 本部長 2025年6月 当社 取締役 (現任) 2025年9月 当社 マーケティングイノベーション室 室長 (現任)	73,800株
【候補者とした理由】 当社のガールズトレンド事業を横断的に理解しており、また当社のサプライチェーンの管理責任者としての経験を有しております。さらに、現在は事業横断的な視点から成長戦略の推進及び新たな価値創出に取り組んでいることから取締役候補者として適任であると判断したため。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数	
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; background-color: #666; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">独立役員</p>	<p style="text-align: center;">あーるふっつと よりこ アールフット 依子 (1962年 2 月 26 日)</p>	<p>1984年 4 月 株式会社毎日コミュニケーションズ (現株式会社マイナビ) 入社</p> <p>1986年 9 月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク (現P&Gジャパン合同会社) 入社</p> <p>1989年 9 月 プエナ・ビスタ・ホーム・エンターテイメント株式会社 (現ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社) 入社</p> <p>1994年10月 同社 マーケティングディレクター</p> <p>1996年10月 ウォルト・ディズニー・エンタプライズ株式会社 (現ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社) マネージングディレクター</p> <p>2001年10月 ウォルト・ディズニー・インターナショナル・ジャパン株式会社 (現ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社) バイスプレジデント 兼 ディズニーパブリッシングワールドワイド日本代表</p> <p>2005年11月 ワーナー・エンターテイメントジャパン株式会社 (現ワーナーブラザーズジャパン合同会社) バイスプレジデント 兼 ワーナー・ブラザーズコンシューマプロダクツ日本・韓国代表</p> <p>2015年12月 株式会社ボッテガ・ティグレ 代表取締役 (現任)</p> <p>2018年 6 月 フィールズ株式会社 (現円谷フィールズホールディングス株式会社) 社外監査役</p> <p>2020年 6 月 同社 社外取締役</p> <p>2022年 6 月 同社 取締役</p> <p>2023年11月 株式会社トランザクション 社外取締役</p> <p>2025年 5 月 株式会社ボッテガ・レオーネ 代表取締役会長 (現任)</p>	—	
		<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、主にエンタテインメント業界のIP・コンテンツに関する事業経営及びマーケティングにおいて豊富な経験と知見を有しております。当社は、同氏の経験・見識を活かし、独立した立場から取締役会における意思決定の適正性確保及び経営の監督機能の強化に貢献いただくとともに、当社グループの中長期的な成長戦略の推進及び持続的な企業価値向上に向けた助言を期待しております。加えて、指名報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に係る審議において客観性を担保し、意思決定プロセスの透明性向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
<p style="text-align: center; font-size: 2em;">6</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p>	<p style="text-align: center;">さ そ う ま さ み 笹 生 正 美 (1964年 7 月 11 日)</p>	<p>1988年 4 月 三菱商事株式会社入社</p> <p>1995年 7 月 TOMEI INDUSTRIAL (HOLDINGS) LTD入社</p> <p>1998年 6 月 株式会社双信音響製作所 代表取締役社長</p> <p>2000年 4 月 青島天湾電機有限公司 董事長</p> <p>2001年 4 月 テーダブリュ電気株式会社 常務取締役</p> <p>2003年 4 月 TWD International, Inc. President</p> <p>2004年 9 月 TWD International, Inc. Europe President</p> <p>2011年 2 月 TWD International Pte. Ltd. President</p> <p>2014年 4 月 コナミ株式会社 (現コナミグループ株式会社) 入社</p> <p>2015年 3 月 同社 経営企画部長</p> <p>2015年10月 株式会社コナミスポーツクラブ (現コナミスポーツ株式会社) 取締役</p> <p>2017年 4 月 Konami Digital Entertainment B.V. President</p> <p>2020年11月 Konami Gaming, Inc. 取締役</p> <p>2024年 7 月 M2Dマネージメント合同会社 代表CEO (現任)</p>	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、国内外における企業経営及び事業運営に関する豊富な経験と知見を有しております。当社は、同氏の経験・見識を活かし、独立した立場から取締役会における意思決定の適正性確保及び経営の監督機能の強化に貢献いただくとともに、中長期的な成長戦略の推進、海外を含む事業展開及びガバナンス強化等に対する助言を期待しております。加えて、指名報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に係る審議の実効性向上及び透明性・客観性の確保に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 新任 社外 独立役員	きたはらみちこ 北原規稚子 (1979年7月29日)	2002年4月 ライオン株式会社入社 2007年4月 同社 ブランドマネージャー 2010年4月 株式会社資生堂入社 2016年4月 資生堂ジャパン株式会社 スキンケアマーケティング部 ブランドマネージャー 2019年7月 同社メイクアップマーケティング部 バイスプレジデント 2021年1月 同社プレミアムブランドマーケティング本部長兼副CMO 2023年1月 同社マーケティングリレーション本部長 2024年7月 同社 新価値創造マーケティング本部長 2025年1月 株式会社MICHI 代表取締役CEO (現任) 2025年6月 株式会社アールシーコア 社外取締役 (監査等委員) (現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、消費者向け事業におけるマーケティング及びブランド戦略に関する高度な専門性に加え、価値創造及び変革推進に関する経験と知見を有しております。当社は、同氏の経験・見識を活かし、独立した立場から取締役会における意思決定の適正性確保及び経営の監督機能の強化に貢献いただくとともに、当社グループの成長戦略、商品・サービス価値の向上及び成長投資に関する助言を期待しております。加えて、指名報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に係る審議の実効性向上及び透明性・客観性の確保に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. アールフット依子氏、笹生正美氏及び北原規稚子氏は、社外取締役候補者であります。
3. アールフット依子氏、笹生正美氏及び北原規稚子氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、取締役候補者が取締役に選任された場合、各取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。
5. アールフット依子氏、笹生正美氏及び北原規稚子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
6. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2026年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、榎本雅仁氏及び佐田良子氏の保有株式数には譲渡制限付株式を含みます。

【ご参考】取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、当社の事業及びその課題に精通する者や当社が必要とする豊富な経験、高い見識、高度な専門性・能力を有する者を取締役候補者とし、また、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性についても確保しております。当社の取締役候補者に特に期待するスキルを定義し、各取締役候補者が保有する主な知見や経験を下表のとおり提示いたします。

候補者番号	氏名	性別	専門性・経験						管理等
			経営	IP・ブランド	マーケティング	海外事業	人材・組織	サステナビリティ	
1	榎本 雅仁	男性	○					○	○ (財務会計・IT)
2	西村 仁志	男性	○	○		○			
3	佐田 良子	女性		○			○	○	○ (リスク)
4	土屋 正樹	男性			○				○ (サプライチェーン)
5	アールフット依子	女性	○	○	○	○			
6	笹生 正美	男性	○		○	○			○ (リスク・サプライチェーン)
7	北原規稚子	女性	○	○	○				

(注) 本表は、各取締役候補者が有する全てのスキルを表すものではありません。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役中村隆行氏の補欠監査役として濱野信氏を、社外監査役山崎想夫氏及び吉羽真一郎氏の補欠社外監査役として岸本英丈氏を選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	濱野信 (1978年6月14日)	2001年4月 オムロン一宮株式会社（現オムロンアミューズメント株式会社）入社 2004年9月 オムロンエンタテインメント株式会社入社 2007年4月 当社入社 2012年3月 当社 業務用ゲーム事業部 開発部 購買課 課長 2020年3月 当社 プリントシール機事業部 生産管理部 部長 2024年3月 当社 管理本部 生産管理部 部長（現任） 2026年3月 当社 人事総務部 副部長（現任）	62,274株
【候補者とした理由】 サプライチェーンに関する豊富な経験を有しており、その経験と知識を監査役として活かしていただくため。			
2	岸本英丈 (1974年12月8日)	2001年10月 中央青山監査法人入所 2006年10月 株式会社AGSコンサルティング入社 2014年6月 岸本公認会計士事務所 開設（現任） 2016年3月 株式会社アンテプリマジャパン 社外監査役（現任） 2019年2月 株式会社SHINコンサルティング 設立 代表取締役（現任）	—
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、財務会計の観点から監督指導をしていただくため。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸本英文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 濱野信氏及び岸本英文氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、監査役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は、当該保険契約の次回更新時に同内容で更新することを予定しており、濱野信氏及び岸本英文氏が監査役に就任した場合、各氏は当該保険契約あるいは当該保険契約と同様の内容の保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 岸本英文氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。なお、濱野信氏の所有する当社の株式数はフリーエージェント社員持株会における本人持分が含まれております。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月29日開催の第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただき今日に至っております。

当社は、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、本株主総会において、社外取締役を現行の2名から3名に増員することとし、これを前提とした取締役7名の選任を付議しております。これに加え、近時における社外取締役の役割及び責務の拡大等の事情を踏まえ、取締役の報酬額を年額315,000千円以内（うち社外取締役分は年額35,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系及びその支給水準、現在の役員員数並びに今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告「4. (3)イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）となります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り本議案について同じとします。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）を、2024年6月25日開催の第18回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき（以下「原決議」といいます。）導入し、現在に至っております。

本議案は、取締役に付与するポイント数の上限の変更及び本制度の対象者の拡大について、一部改定（以下「本改定」といいます。）をしたうえで本制度を継続することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の指名報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本改定及び本制度の継続は相当であるとの答申を得ていること、今後変更を予定している当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲ご参考②「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（案）」をご参照ください。）とも合致していることから、当社としては、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第3号議案としてお諮りする取締役の報酬枠（年額315百万円以内（うち社外取締役分として年額35百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記の範囲内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本改定の内容（取締役の付与ポイント数上限等の見直し及び対象者の拡大）

原決議により、取締役に付与する業績連動ポイント数の上限を、1事業年度当たり4万ポイントとすることをご承認いただいております。今般、かかる業績連動ポイントに加え、新たに中期経営計画の終了日時点の当社時価総額に応じた時価総額連動ポイントを付与することといたしたく、業績連動ポイント数とは別に、取締役に付与する時価総額連動ポイント数の上限として中期経営計画期間ごとに12万ポイントを設定することをお願いするものであります。

また、本議案が承認可決されることを条件として、取締役を兼務しない執行役員につきまして

も、本制度の対象として追加することといたしたいと存じます。なお、当面、取締役を兼務しない執行役員に対しては、時価総額連動ポイントのみを付与し、業績連動ポイントについては付与しないことといたします。

時価総額連動ポイントの導入は、取締役及び取締役を兼務しない執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を一層促進することにより、中長期的な企業価値向上に対する意識をさらに高めるとともに、中期経営計画の達成に向けて、当該計画の遂行に重要な責任を担う社内取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対し、中長期的な業績目標の達成に向けたインセンティブを付与することを目的としております。

3. 本改定後の本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下、併せて「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、業績連動ポイントについては原則として毎年一定の時期、時価総額連動ポイントについては各中期経営計画期間終了後の一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、取締役、執行役員及び監査役（以下「役員等」といいます。）のいずれの地位からも退任した時とします。

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記4. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、役員等のいずれの地位からも退任するまでの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

取締役（ただし、社外取締役は除きます。また、監査役は本制度の対象外とします。）及び取締役を兼務しない執行役員

(3) 信託期間

2024年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に対して本制度に基づく当社の取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、127百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式12万株を取得しております。本信託の信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本改定後は、本改定後の本制度に基づく取締役等に対する給付の原資に充当することといたします。

本議案により本制度の見直しをご承認いただくことを条件として、当社は、時価総額連動ポイントに対応する必要資金を本信託に追加拠出することとします。本制度に基づき取締役等に付与される時価総額連動ポイントの上限数は、下記（6）のとおり、中期経営計画期間（初回は2027年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度の期間、以後は3事業年度ごとの期間）ごとに24.5万ポイント（うち取締役分として12万ポイント）であるため、本改定後の時価総額連動ポイントの初回中期経営計画期間については直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、24.5万株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に追加拠出いたします。なお、ご参考として、2026年5月18日の終値1,212円を適用した場合、上記の必要資金は、約297百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により抛出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、業績連動ポイントについては１事業年度当たり４万ポイント、時価総額連動ポイントについては中期経営計画期間ごとに24.5万ポイント（うち取締役分として12万ポイント）であるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は36.5万株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数の業績連動ポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりの業績連動ポイント数は４万ポイントを上限とします。

また、取締役等には、各中期経営計画期間に関して、各中期経営計画期間終了後の一定の時期に、役員株式給付規程に基づき、時価総額の達成度を勘案して定まる数の時価総額連動ポイントが付与されます。取締役等に付与される時価総額連動ポイント数は、中期経営計画期間ごとに24.5万ポイント（うち取締役分として12万ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数1,216個の発行済株式総数に係る議決権数265,817個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.46%です。なお、当該計算に際し、時価総額連動ポイント数の上限（24.5万ポイント）につきましては、便宜上、中期経営計画期間を３年として各事業年度に按分しております。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（７）の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)の記載に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、業績連動ポイントについては原則として毎年一定の時期に、時価総額連動ポイントについては各中期経営計画期間終了後の一定の時期に、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、役員等のいずれの地位からも退任した時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記4. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、役員等のいずれの地位からも退任するまでの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととし、すでに給付した当社株式等がある場合は、当該取締役等に対し、その全部又は一部の返還請求ができることとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

4. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等がすでに退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員等のいずれの地位からも退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員等のいずれの地位からも正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

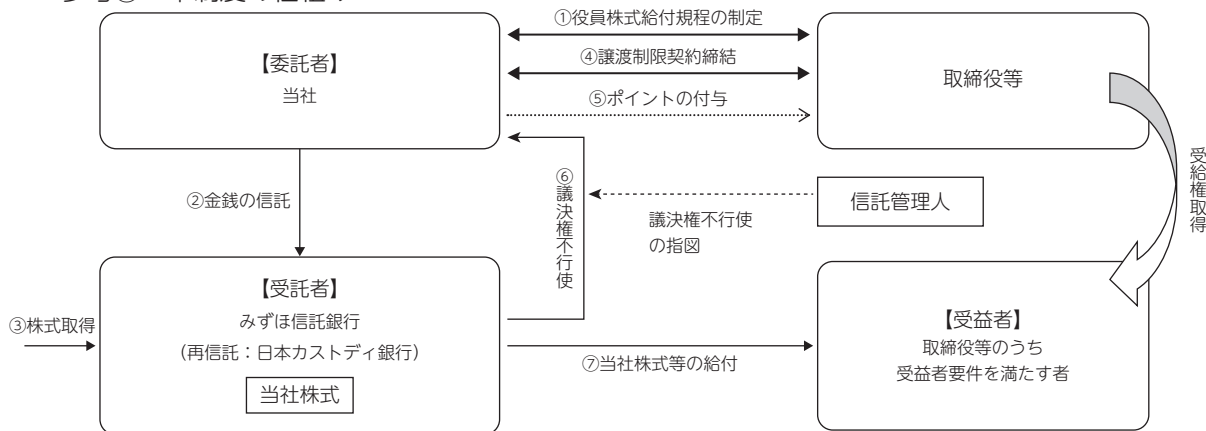
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

＜ご参考①：本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、役員等のいずれの地位からも退任する日までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、業績連動ポイントについては毎年一定の時期に、時価総額連動ポイントについては各中期経営計画期間終了後の一定の時期に、取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合には、ポイントの一定割合について、役員等のいずれの地位からも退任した時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考②：取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（案）>

a. 基本方針

当社の報酬体系は、取締役の当社の業績への責任を明確化するとともに、短期のみならず中長期的な業績向上への貢献を促進するためのものであり、個々の取締役の報酬の決定は、会社業績や各取締役の経営（中長期的な業績向上に向けた対応を含む）への貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

また、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定するために、独立社外取締役を主な構成員とする指名報酬委員会による答申の内容を最大限尊重し、株主総会で決議された範囲内で、取締役会がこれを決定する。

b. 取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の構成割合、その決定に関する方針

取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略や事業環境、会社業績、役員報酬調査データ等を参考に設定する。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬）及び非金銭報酬（業績連動型株式報酬）で構成し、非金銭報酬の額が標準額であった場合、その割合は概ね基本報酬：非金銭報酬＝9：1～4：6とする。

社外取締役の報酬は、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、基本報酬のみとする。

c. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む）

基本報酬は、毎月同額を支給する金銭報酬とする。

当社の基本報酬の支給額の基準は、従業員の給与の最高額、外部調査機関による役員報酬調査データ等役員報酬の世間一般的な水準、当社の業績状況、指名報酬委員会による議論・検討の結果を勘案の上、決定する。

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、役員報酬規程で定める役位間格差係数により役位別に決定される報酬と、短期的な会社業績や各取締役の中長期を見据えた経営への貢献度に連動して算定する報酬（8段階評価による算定）を組み合わせる算出する。

社外取締役の基本報酬は、当該社外取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情などを総合的に考慮して、これを決定する。

- d. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む）

非金銭報酬は、業績連動型株式報酬「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」とし、取締役（社外取締役を除く。以下、本d.において同じ。）の報酬と当社の業績及び株価との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

業績指標は、財務環境の変化をも反映した経営成績を評価する観点から、各事業年度の経常利益とし、時価総額連動指標は、中期経営計画の達成に向け、中長期的な企業価値向上に対する意識をさらに高める観点から、中期経営計画の終了日時点の当社時価総額とする。

取締役に対し、役員株式給付規程に基づき、各事業年度に関して、役位、業績達成度等を勘案して定まる数の業績連動ポイントを、指名報酬委員会による議論・検討を経たうえで、毎年定時株主総会開催日に付与する。また、取締役に対し、役員株式給付規程に基づき、各中期経営計画期間に関して、時価総額の達成度を勘案して定まる数の時価総額連動ポイントを、指名報酬委員会による議論・検討を経たうえで、各中期経営計画期間終了後最初に到来する定時株主総会開催日に付与する。

株式給付の対象となるポイントに応じた当社株式は、業績連動ポイントについては原則として毎年一定の時期に、時価総額連動ポイントについては各中期経営計画期間終了後の一定の時期に交付する。当該交付株式には当社における取締役、執行役員及び監査役（以下「役員等」という。）のいずれの地位からも退任するまでの間の譲渡制限を付す。ただし、付与ポイントの一部は当社株式の時価相当額の金銭の給付とし、給付を受ける時期は原則として当社における役員等のいずれの地位からも退任した時とする。

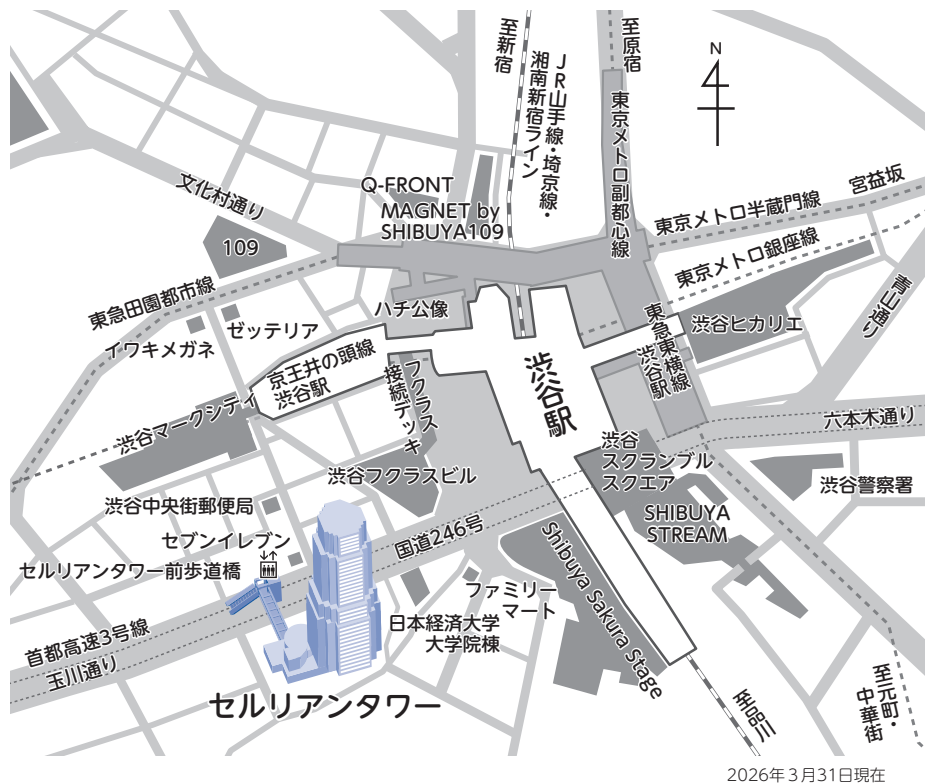
また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととし、すでに給付した当社株式等がある場合は、その全部又は一部に対して返還請求ができることとする。

以上

株主総会 会場ご案内図

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号 TEL 03-3476-3000 (代表)



最寄駅から会場までのご案内

電車：東急東横線・田園都市線、京王井の頭線、JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅

JR渋谷駅 国道246号沿い 徒歩5分／渋谷マークシティより徒歩5分

※車椅子にてご来場の株主さまには、会場内に専用スペースを設けますので受付にお声がけください。
※お土産のご用意はございません。

アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

